

X 内部質保証

1. 現状説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

■自己点検・評価の実施と結果の公表

本学では、1993年7月1日付けで「青山学院大学学則」（資料 10-1）および「青山学院大学大学院学則」（資料 10-2）を改正施行し、それぞれ1章第1条の2に自己点検・評価の実施を規定した。また、この改正施行に基づき、「青山学院大学自己点検・評価規則」（資料 10-3）（以下「自己点検・評価規則」）および「青山学院大学自己点検・評価委員会規則」（資料 10-4）を制定し、施行している。

この「自己点検・評価規則」では、自己点検・評価を適切に実施するために、全学自己点検・評価委員会（以下「全学委員会」）と部局等自己点検・評価委員会（以下「部局等委員会」）の設置を定めている。

「全学委員会」と「部局等委員会」それぞれが行うべき自己点検・評価の範囲、点検項目等の内容は、1.大学の自己点検・評価項目と部局のマトリックス表、2.大学院の自己点検・評価項目と部局のマトリックス表によって、自己点検・評価項目と、その担当を明確にしている。このように、全学委員会を設置し、下部組織として部局等委員会を組織することにより、部局レベル、全学レベルそれぞれの問題点を横断的に点検・改善する体制を整え、大学として適切な水準を維持することに努めている。

「自己点検・評価規則」第6条では、「自己点検・評価の結果は、全学自己点検・評価委員会が3年ごとに報告書を作成し、公表又は閲覧に供するものとする。」と規定し、3年を1周期として自己点検・評価活動に取り組んでいる。これまでの主な活動は以下の通り。

・第一次自己点検・評価活動（1994～1996年度）

1997年3月、『青山学院大学の現状と課題 1996年度自己点検・評価報告書』を第一次自己点検・評価活動の成果としてまとめ、公表した。

・第二次自己点検・評価活動（1997～1999年度）

1999年度に大学基準協会へ「相互評価」申請することを決定し、『青山学院大学の現状と課題 1999年度自己点検・評価報告書』を提出。2000年3月、本学が大学基準に適合しているとの相互評価の認定結果を受理した。

・第三次自己点検・評価活動（2000～2002年）

第二次段階での「相互評価結果における問題点等の指摘に対する改善」と「各部局で抱えている重要かつ緊急な問題点」に絞ってとりまとめた『青山学院大学の現状と課題 2002年度自己点検・評価報告書』を公表した。

・第四次自己点検・評価活動（2003年度～2007年度）

学校教育法改正に伴う認証評価制度導入に対応するため、2007年度に大学基準協会に対して認証評価申請を行い、2008年3月、大学基準協会より「適合」の認定を受理した。

なお、全学委員会では、2003年度より全学統一方法による「授業改善のための学生アン

X 内部質保証

ケート」を実施することとし、その質的改善を中心に活動を行ってきた。このアンケートは、2009年度より主管を全学FD委員会に移し、継続実施中である。

併せて、3年ごとに教員の略歴・所属学会・専門分野・研究業績・社会的活動・学内行政等の詳細を掲載した『教員活動報告書』を発刊し、大学の内外に公表してきた。しかし、直近の業績などを反映しにくいと、2005年度からは「専任教員紹介」として大学ウェブサイト上で公開し、2008年度からは業績などを教員が順次更新する運用体制を敷いている。

また、毎年、『大学資料集』を作成している。これは、自己点検・評価に必要と思われる基礎的データを各事務部局から収集したもので、これらデータを利用し部署を超えた活動に役立てられている。2003年度からは学内の事務ポータルサイト上でも公開している。

・第五次自己点検・評価活動（2008～2011年度）

大学評価結果ならびに認証評価結果において、長所として特記すべき事項が挙げられた一方で、助言や勧告などの指摘を受け、さらに改善すべき点も明らかになった。これを受けて、2008年度には現状を再度確認し、改善計画書を作成。2009年度には具体的に改善実施に着手し、2010年度にはその検証を含め、『青山学院大学の現状と課題（2010年度自己点検・評価報告書）』（資料10-5）を作成した。毎年作成している『大学資料集』は、データ内容を見直し、2009年度版からは、より厳選したかたちに改訂し、学内で共有している。また、2011年7月には、認証評価結果において指摘を受けた助言・勧告に対する「改善報告書」（資料10-6）を、全学委員会でとりまとめ、提出した。

・第六次自己点検・評価活動（2012年度～現在）

今回の認証評価を、2014年度に大学基準協会に対し申請することを決定した。第五次活動により明らかになった改善点や、新たな取り組みについて、引き続き着実な自己点検・評価活動を行い、今後も改善・改革に努めていく。

これまでの結果に関しては、現在、『青山学院大学の現状と課題（2006年度自己点検・評価報告書）』（資料10-7）、「青山学院大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」（資料10-8）、「改善報告書」（資料10-6）、『青山学院大学の現状と課題（2010年度自己点検・評価報告書）』（資料10-5）、「大学基礎データ（2006年度自己点検・評価報告書）」（資料10-9）、「専門職大学院認証評価申請」（資料10-10）を、大学ウェブサイト上で公表している。

■情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

本学は、青山学院のスクール・モットーである「地の塩、世の光」として、すべての人と社会とに対する責任を進んで果たす人間の育成を目標としている。この目標を実現するために、本学の教育・研究の概要、財務の概要に関わるさまざまな情報を積極的に公表していくことが重要と考えている。そこで、「青山学院大学教育情報の公表に関する要綱」

（資料10-11）を制定し、第3条に公表の方法を掲げ、大学ウェブサイト専用ページを設け、誰もがアクセスしやすく分かりやすいかたちで本学の情報を体系的に公表することとしている。これにより、在学生とそのご父母や受験生をはじめとする本学に関心をもたれる多くの方々への説明責任を果たすとともに、本学に寄せられるご意見ご要望を、本学の

教育・研究の改善や質の向上につなげている。以下に、公表している具体的情報の概要を示す。

教育情報の概要／1. 学部・学科構成：教育研究上の基本となる組織に関する情報、2. 教員に関する情報：専任教員数等、3. 学生に関する情報：収容定員、在籍者数、就職者数等、4. 教育課程に関する情報：教育研究上の目的、授業科目、授業の内容等、5. 学習環境に関する情報：キャンパス、施設等、6. 学生納付金（入学金・学費）等に関する情報、7. 学生支援に関する情報：課外活動、奨学金を含む、8. 国際交流・社会貢献等に関する情報。

財務の概要／財務状況として事業計画書・事業報告書を掲げるとともに、当該年度の「事業計画書」「予算について」「収支予算書」「補正予算について」「決算について」「事業報告書」。

情報を公開するにあたって本学は、大学が保持する権限は社会から負託された公共性の高いものであり社会的責任を果たすことにつながるという考えに則り、可能な限りその透明性を担保することとし、ひいては独自の内部質保証につなげていくことを目指している。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

■内部質保証の方針と手続きの明確化

本学がその設置学校のひとつとして属する学校法人青山学院（以下「本法人」）は、建学の精神による進むべき道、あるべき姿に基づく目標を具現化するために、その計画の立案、実行を適切に行い、運営上の課題を順次、解決していくことで教育機関としての使命を果たし、永続的に存続していくことを目的とした「学校法人青山学院の長・中期計画等の立案及び実行並びに課題解決のための体制整備に関する規則」（資料 10-12）を 2008 年 7 月 18 に施行した。本学においては、本学院設置学校のひとつとして、この規則に倣い、長期計画（6 年から 10 年の期間）、中期計画（3 年から 5 年の期間）、事業計画（毎会計年度）、実行計画（事業計画の定めた計画の年度）を策定している。

なお、各計画の策定にブレが生じないよう、以下 3 点を目標に掲げ、それぞれに具体的な命題を設けている。

(1) 人間教育の再創造

- イ. キリスト教教育の促進
- ロ. 教育研究の活性化と充実
- ハ. 一貫教育の推進
- ニ. 国際理解教育の推進

(2) 環境の整備

- イ. キャンパスの整備
- ロ. 学生等への支援
- ハ. 教職員への支援

(3) 戦略の強化

- イ. ガバナンスの強化
- ロ. 財務力の強化

X 内部質保証

- ハ. 広報の充実
- ニ. 入試の強化
- ホ. 生涯学習の充実
- ヘ. 校友との連携強化及び愛校心の育成
- ト. 組織の整備及び業務の見直し

策定された計画の実現と課題の解決は、P（立案）、D（実行）、C（評価）、A（改善）の手順により推進しており、このプロセスを踏むことで、これらの取り組みを適切に管理している。立案は、法人本部と大学を含む各設置学校等で行う。実行は、同様に法人本部と大学を含む各設置学校等の実行チームが担当し、必要に応じてプロジェクトを組織する。各実行計画の実施状況に関する評価結果と改善点を次年度の計画立案に活かすことにより、PDCAのプロセスを螺旋状につなぐサイクルとして継続的に推進している。

2013年度においては、上記命題のもと、12件の計画（前年度からの継続を含む）が策定された。

■内部質保証を掌る組織の整備

本法人では、「学校法人青山学院の長・中期計画等の立案及び実行並びに課題解決のための体制整備に関する規則」に基づき、「学校法人青山学院課題検討・推進委員会」を設置している。当委員会は、すべての計画や課題を本法人全体で一括共有し、必要事項等を統括的な視野から検討することによって、迅速、確実な解決を推進していくための組織である。

併せて、「学校法人青山学院課題実行・評価委員会」を設置し、課題解決の具体的な実施体制を確認するとともに、実行計画、実施結果に対する評価を行い、必要な改善を促している。

なお、毎年度、実行・評価委員によって完了あるいはルーチンとして認められた事業計画のうち、本法人執行部が、要検証と判断した事業計画に対しては、「青山学院内部監査規則」（資料10-13）第10条1項（2）に基づく臨時監査により、実施状況の検証を行っている。

■構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

本法人では、毎年度行う新任教職員に対するオリエンテーション（人事部主催）のなかで、大学教職員として理解しておくべき組織と規則について、常務理事から「学院の取り決め」と題して丁寧に解説している。その内容は、外的規則である教育基本法、学校教育法、私立学校法の概略説明を皮切りに、内的規則である学院寄付行為（資料10-14）、同細則（資料10-15）、就業規則（資料10-16）、そして、各設置学校の規則（大学でいえば大学学則、大学院学則）、さらに、明文化されてはいないが覚えておくべき独自の慣習法などである。なかでも、就業規則を説明する際に、その第3章、第15条（服務規律）および17条（遵守事項）において、コンプライアンスの徹底を図っている。

既に任用されている教職員に対しては、総務部安全対策課、人事部能力開発支援課の主導による情報セキュリティ研修を実施している。職員には、全職員を対象とする管理職位研修や一般職位研修の機会に行い、教員に対しては、2011年度秋の各教授会において、その冒頭に実施した。

また、『大学事務案内（教員用）』（資料 10-17）を毎年発行し、非常勤講師を含む全教員に配布。ハラスメントの防止や、機密情報を含む文書、電子データ等の取り扱いについて注意喚起している。特に著作物の複製に関しては 2012 年度より学部長会で議題に取り上げ、電子機器の発達によりコピー、スキャン、デジタル化等の複製が容易になるなか、授業に教科書の複製・プリント配布を行う際などを踏まえて、無断複製は禁じられている（著作権法上の例外を除く）旨の注意喚起を行っている。

さらに、本法人が事務職員の自己啓発による能力開発策として受講を推奨している通信教育講座のメニューに、CSR コンプライアンスを学ぶコースやハラスメント防止対応のコースなどが設けられている。受講自体は任意ではあるが、人事部では費用補助を行い、受講を奨励している。

本法人では、また、総務部法務課が所管する法律業務の一部を、本学法科大学院を修了した若手弁護士に委託する「嘱託弁護士制度」を導入し、法務課内に常駐させることにより、本法人における各種法的リスクに迅速に対応する体制を整えている。委託開始は 2012 年 7 月からで、その業務内容は、1. 裁判関係調査業務、2. 学校法人諸規則の作成業務、3. 契約文書の作成業務、4. 法律相談に係わる助言および顧問弁護士への相談に係わる調整業務などである。委託弁護士は、現在、4 名登録しており、原則として週 3 日午前 9 時から午後 5 時までを分担で担当し、前述の法務課内で執務に当たっている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

■組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

本学では、「青山学院大学自己点検・評価規則」第 3 条第 1 項第 1 号に則り、部局等自己点検・評価委員会を組織し、学部、大学院研究科教授会に代表される教育研究面と事務系の管理運営に代表される各部局の自己点検・評価活動を行っている。

点検作業は、基本的には大項目、中項目に分類した範囲を対象として、毎年実施することとし、その結果の公表は、上記委員会が 3 年ごとに報告書を作成し、公表または閲覧に供している。なお、大学を取り巻く社会的環境の変化に対応し、学内の自己点検・評価を統括して行うようにするため、新たに、大学院各研究科・専門職大学院各研究科・事務局の各部局から選出される委員を追加することとし、同規則を、2012 年 4 月 1 日から適用し遡及施行する改正を行った。

教員の個人レベルの自己点検・評価活動としては、「授業改善のための学生アンケート」の実施を義務づけ、でき得る限り、自身が受けもつ授業やゼミの受講生にフィードバックしたり、新たな履修指針を打ち出せるような制度づくりを目指して検討を重ねている。

一方、職員の個人レベルの自己点検・評価活動であるが、制度として、「学校法人青山学院一般職員人事制度に関する規則」（資料 10-18）（2013 年 4 月 1 日施行）を親規則として「学校法人青山学院一般職員人事考課・目標管理制度に関する規則」（資料 10-19）（2013 年 4 月 1 日施行）と「学校法人青山学院一般職員人事考課・目標管理制度委員会に関する細則」（資料 10-20）（2013 年 7 月 1 日施行）、「学校法人青山学院一般職員能力開発支援制度に関する規則」（資料 10-22）（2013 年 4 月 1 日施行）があり、これらの規則、制度

X 内部質保証

を再確認する機会を、毎年開催する研修会の場に設けている。

■教育研究活動のデータベース化の推進

本学には、本学の沿革から現在の教育・研究の状況・教職員・組織・建物・財務など、本学を総合的、全体的に紹介する年刊行物として『青山学院大学概要』（資料 10-23）があり、庶務部庶務課が中心となって、1991 年の第 1 号から、現在、2012 年の第 22 号までを発行、学内および関係主要大学に配布している。

電子データとしては『大学資料集』（全学自己点検・評価委員会主管）がある。これは、大学学長室（2013 年 4 月からは「政策・企画部」）が中心となってデータを収集し、基本的には学内のポータルサイトで発信している。その内容とボリュームは、2011 年 4 月に施行された情報の公表の項目をほぼ網羅していたため、省令の改正時、本学では、法令順守に関する大きな支障や混乱は生じなかった。今後は、インターネットでの公開や複数あるデータの集約に取り組んでいく。

教員個人の研究者データベースは、Read&Researchmap にデータを提供し、情報公表のルールに基づいて、大学ウェブサイトで公表している（資料 10-24）。

■学外者の意見の反映

本学では、大学、大学院の教育改革を支援する取り組みとして、主に助成金獲得事業を進めている。これら事業の多くは、学外者からの意見を反映させた質保証制度を確立しているため、以下に、事例 3 件を列挙する。

- ・データに基づく課題解決型人材育成に資する統計教育質保証（資料 10-25）
- ・産学連携による実践型人材育成事業“コミュニティ形成を促進する人材育成担当者向けのハイブリット型学習プログラム開発”（資料 10-26）
- ・学士力としての論理的文章作成能力育成（資料 10-27）

これらの事業は、助成事業として継続しているもの、ないしは、助成は終了したが本学の学内的取り組みとして継続中である。

本学独自の取り組みとして開発した事業に「学内公募による教育改善・教育プログラム支援制度」（資料 10-28）があり、学部横断的なグループを単位として申請を受け付け、採択されたグループに予算補助を行っている。この事業におけるプログラムの採択と予算配分の審査・決定は、外部評価委員として高等教育の専門家 3 名に依頼している。

本学専門職大学院（法務研究科、会計プロフェッション研究科）では、「本学専門職大学院学則」第 3 条第 2 項に基づき、本学教職員以外の学識経験者を含む評価委員会、または、本学教職員以外の学識経験者で構成される評価委員会を設置し、自己点検・評価等の検証を行うとともに、国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻では、同 3 項に基づき、当該専攻分野に係る高度の専門性を擁する職業等に従事し、当該専攻・課程に関して広くかつ高い見識を有する者を含む、当該教職員以外の者で組織される評議委員会を設置し、当該専攻・課程の評価を行っている。これらの規則は、政令で定める 5 年ごとに文部科学大臣の認証を受けた評価機関による受審とは異なる本学独自のものである。

■認証評価機関からの指摘事項への対応

本学は、財団法人大学基準協会（2007年当時。以下「大学基準協会」）による2007年度の大学評価と認証評価において、「適合」と認定されたが、同時に17項目の助言と2項目の勧告を受けた（資料10-8）。その後、2011年度に大学基準協会に対して提出した「改善報告書」に対する検討結果でさらに指摘された事項（資料10-29）について、対応を行っている。

まず、指摘事項の1つ目「教育内容・方法」に関しては、以下3点があった。

その1は、本学のファカルティ・ディベロップメント活動における学生の授業評価アンケートの結果公表が全学部実施までには至っておらず、改善報告書では一定の前進は見られるものの、全学的により広く公開するよう引き続き改善が望まれる、という指摘である。それを受けて全学FD委員会では、議論を重ねた結果、公開方法はもちろん、このアンケート制度全体の抜本的な改善を行うべきであるという結論に達し、現在、具体的改善策に取り組み始めている。

まず、2011年前期末に、教員に対して、「授業改善のための学生アンケート」の活用状況や改善に向けた意見を問うアンケート調査を実施した。その結果から、単に、アンケート結果のすべてを公開すればよいわけではなく、授業アンケートそのもののあり方を改善していく必要があることが明らかになった。同委員会では、現在、本アンケート自体の改善を進めるとともに全学部での統一的なアンケート結果の公表に進む予定である（資料10-31）。

これと併行して、同委員会では、アンケートの改善のために、授業を改善するための方法・態度などについてのアイデアリストを作成し、検討を重ねている。これら授業改善アイデアをFD Tip（FD推薦図書の中から選定した最優先の授業改善アイデアを、短いフレーズで表現したFD標語）として、教員の目に留まりやすいキャンパス内各所にある掲示板や教員向けに配布されるFDレター（資料10-32、10-33）などで紹介し、記憶への定着を図るプロジェクトを実施している。

また、2010年度より、本学の全学生を対象とした学生意識調査に取り組んでいる。本調査では、各年次に対して異なる質問項目を設け、1・2年次生には「学生意識調査（自己発見レポートⅠ・Ⅱ）」、3年次生には「キャリア・アプローチ」、4年次生には「卒業生調査」として実施している。その目的は、入学時に抱いていた期待や入学時の学力、実際に受講した教養教育、専門教育に対する評価、大学生活の充実度、大学での成長、就職活動に向けた意識、4年間を振り返っての総合的評価など、年次ごとの学生の状況・ニーズに対応した本学教育の質についての評価をきめ細かく抽出することにある。また、4年間にわたって個別学生の評価および成果の変化を追跡することで、質の高い大学教育を提供するという観点から、単発的なアンケート調査では得られない貴重な情報を得ることが可能になっている。例えば、本学の学生は入学時ブランドに信頼を寄せ、語学教育に高い期待をしている。一方で教員との交流、企業と接する機会、思考方法を学べる実践的な授業、充実した語学教育、文章やレポートを学ぶ機会への要求が強い（資料10-30）。こうした結果を踏まえて、入学後に学生たちの勉学意欲を鼓舞し、成長を実感できるような仕組みを導入することの重要性が明らかになっている。

また、学生のタイプやニーズは学部ごとで異なり、望ましい教育の方法も学部間で違い

X 内部質保証

が見られる。本調査による学部ごとの分析結果は、各学部の教授会で報告されており、個別学部の状況に応じた教育の内容・方法の改善に生かすことができるものとなっている。

「教育内容・方法」に関するその 2 は、国際政治経済学部に対するもので、科目名と授業内容、担当者の研究テーマが各々一致しないケースが散見されるとの助言について、「改善報告書検討結果」においても、さらなる改善が必要であるとの指摘であった。この点に関して、同学部では以下の取り組みを行っている。科目担当者は、専任教員、兼任教員の専門・研究テーマを生かした適材適所の配置を行うよう学科会で検討したうえ、教授会で決定している。科目名と授業内容の一致に関しては、シラバス（講義内容）を大学ウェブサイトで広く公開し（資料 10-34）、各教員間でカリキュラムの周知と教育達成目標の共有に努めている。その結果、科目名と授業内容、担当者の研究テーマについては、適切な関連性が確認され、概ね一致が見られるようになった。

「教育内容・方法」に関するその 3 として、理工学部に対し、年間の履修最高限度が 60 単位であり、単位の実質化の観点から検討を要するとの助言について、さらに「改善報告書検討結果」においても、1 年間の履修登録単位数の上限設定 52 単位は、それ以前に比べ一定の改善はされているものの、単位制度の趣旨に照らして一層の改善が望まれるとの指摘があった。同学部では、これを受けて、1 年間の履修登録単位数の上限設定を、2014 年度からは 48 単位に改訂する予定である（資料 10-35）。2013 年度に各学科のカリキュラムで問題が起きないように慎重な検討を行ったうえで予定通り実施する。

次に、指摘事項の 2 つ目「学生の受け入れ」に関して、以下 3 学部指摘があった。

まず、国際政治経済学部に対して、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.26（2007 年 5 月 1 日現在）と過大であるため、是正が望まれるというものであり、かつ、「改善報告書検討結果」においても、さらなる改善が必要であるとされた。この指摘を受け、その後の状況の推移と、取り組みについて述べる。在籍学生数比率は、2013 年度に 1.24 となっているものの、過去 5 年間の本学部の入学定員に対する入学者数比率は、1.25（2009 年度）、1.39（2010 年度）、1.06（2011 年度）、1.17（2012 年度）、1.05（2013 年度）と、5 年間の平均値は 1.18 である（資料 10-35A、10-36～10-40、10-55）。2010 年度が突出している感はあるが、ここ 3 年ほどは適正な入学者数を維持し、在籍学生数比率は改善されてきている。さらに、入学者数が多かった 2010 年度入学生が卒業する 2014 年度には一層の減少が見込まれる。引き続き入学者数の適正化を徹底させ、在籍学生数比率の改善を図っていく。

「学生の受け入れ」に関して、収容定員に対する在籍学生数比率についての勧告ならびに「改善報告書検討結果」においても指摘を受けたのが、経済学部と経営学部である。その比率が、経済学部は、2007 年（平成 19）年 5 月 1 日現在、1.31、経営学部は、1.30 となっていた。これを受けて、経済学科は、その後、2008 年度から 2 学科制を敷いたことに伴い、定員管理を厳格に行った。その結果、収容定員に対する在籍学生比率は、2008 年度 1.29、2009 年度 1.28、2010 年度 1.29、2011 年度 1.25、2012 年度 1.23、2013 年度 1.18 と改善してきている（資料 10-40、10-41）。一方、経営学部も、その後、2011 年度 1.27、2012 年度 1.27、2013 年度 1.24 と推移しており、2007 年時点の 1.30 からはやや改善している（資料 10-38～10-40）。

指摘事項の 3 つ目「学生生活」に関しては、「学生相談センターにおける人員の確保及び青山キャンパスにおける同センターのスペースの確保」に対する指摘があった。人員の確

保と、青山キャンパスの同センターのスペース確保が望まれる旨の助言を受け、本学では、2008年9月に学長から学生相談センター構想委員会(以下「構想委員会」)に対して諮問し、2011年4月に構想委員会から学長に「学生相談センター構想委員会答申」(以下「構想委員会答申」)(資料10-42)を提出、改善への方向性を示した。その旨は「改善報告書」(資料10-6)として2011年7月大学基準協会に提出したが、同協会からの検討結果では「その成果はまだ認めがたい。引き続き、答申に沿った改善が望まれる」との指摘であった。その後、学校法人青山学院に「専任カウンセラーを置き、その任用手続、職務、服務等について必要な事項を定める」とした「学校法人青山学院専任カウンセラーに関する規則」(以下「専任カウンセラー規則」)(資料10-43)を2012年3月23日に制定した。現在、専任カウンセラーは、青山キャンパス2名、相模原キャンパス1名、非常勤カウンセラーは、青山キャンパス4名、相模原キャンパス4名、兼任教員のカウンセラーは、青山キャンパス4名、相模原キャンパス1名(青山キャンパスと兼任)となっている(資料10-44)。

また、指摘のあった青山キャンパスのスペース確保については、2012年8～10月に行われた7号館の耐震・改修工事により、約94㎡から約154㎡に拡張した(資料10-45)。

最後に、「教員組織」に関して、専任教員の年齢構成に関する指摘が、文学部および教育人間科学部(当時は教育学科・心理学科が所属していた文学部)、理工学部にも、また、大学設置基準上必要な専任教員数に関する指摘が、国際政治経済学部に対してあった。

まず、専任教員の年齢構成に関して、文学部では、51歳～60歳代の比率が39.6%となっており、全体的バランスを保つよう改善の努力が望まれるとの助言であり、「改善報告書検討結果」においても、さらなる改善の努力が求められたことを受けて、引き続き改善の努力を続けている。直近の採用人事では、公募時に年齢制限を課すなどして積極的に30代の若手教員を採用してきた。しかしながら、2013年度4月1日現在、助手を含めた全教員85名に対して、50歳以上60歳未満の者34名、その割合は40%となり、学部全体としては未だ数値上の成果が上げられていないままである(資料10-46)。

その他の特筆すべき学科での取り組みについては、以下で述べる。

●**フランス文学科** 新任教員募集の際に若手を積極的に任用してきた結果、30代4名、40代4名、50代4名、60代3名、とバランスのとれた年齢構成になった。

●**比較芸術学科** 専任教員の年齢構成は30代4名、50代2名、60代2名。文学部全教員85名中、30代の教員は13名/15.3%であるのに対し、同学科における比率は50%に達しており、文学部全体における若手教員のプレゼンスを高めることに貢献している。

同じく、教育人間科学部(当時は教育学科・心理学科が所属していた文学部)も、これに対し、年齢バランスを考慮した採用を行うことにより、2013年5月現在、教育学科は30～40歳代7名、50歳代8名、60歳代10名、心理学科は30～40歳代5名、50歳代4名、60歳代3名、(ただし、助手を除く)となり、年齢構成の偏りを改善させている(資料10-46)。

同じく、専任教員の年齢構成に関して、理工学部には、61歳～70歳代の割合が35.4%と高く、全体的バランスを保つよう改善の努力が望まれるとの助言があり、かつ、「改善報告書検討結果」においても、さらなる改善の努力が求められた。これを受け、若手教員の新規任用(資料10-47)を行った結果、専任教員における61歳以上の割合は25.0%にまで改善した。と同時に、年齢構成上だけでなく、専門分野の面からみても、偏りのないバランスのとれた配置となっている(資料10-24、10-46)。

X 内部質保証

各学科における教員年齢構成の2013年度の状況は、以下の通りである（資料10-48）。

●**物理・数理学科** 30歳代以下13名、40歳代6名、50歳代8名、60歳代以上4名。

●**化学・生命科学科** 30歳代以下10名、40歳代5名、50歳代6名、60歳代3名。

●**電気電子工学科** 30歳代以下5名、40歳代4名、50歳代5名、60歳代3名。

●**機械創造工学科** 30歳代以下6名、40代6名、50代1名、60代3名。年代、専門分野ともにバランスがとれている。

●**経営システム工学科** 30代以下10名、40代3名、60代2名、50代3名。

●**情報テクノロジー学科** 30代以下9名、40代3名、60代3名、50代3名。年代、専門分野ともにバランスが保たれている。

最後に、「教員組織」に関して国際政治経済学部に対してなされた指摘は、大学設置基準上必要な専任教員数を下回っているのは是正されたいとの勧告であり、かつ、国際政治学科では、「改善報告書検討結果」においても、次回認証評価申請時にその改善状況について再度報告を求められた。これを受け、同学科では、退職者に伴う教員の補充人事を早急に行い、必要教員数の維持に努めている。諸々の事情で一時的に不足が出た場合でも年度内に解決し、複数年度にわたる不足状態の継続を防いでいる。近年では、2011年度の着任予定者が前本務校での教務上の理由から着任を1年遅らせざるを得ず、この年度に限り設置基準を1名下回ったものの、2012年度からは設置基準を満たす14名の専任教員体制となっている（資料10-49）。2013年前期に1名の不足が出たが、9月1日付で新規に1名が着任し、現在は設置基準を満たしている（資料10-24、10-50）。

2. 点検・評価

◎基準Xの充足状況

本学では本学自身の質を保証するために、全学自己点検・評価委員会を中心に組織的な取り組みを行っている。自己点検・評価を行うための組織と仕組みを規則化して整備し、改善につなげている。情報の公表については、大学ウェブサイトに見やすい形式で公開し、その掲載内容を毎年少しずつ増やしており、社会に対する説明責任を果たしている。同基準については概ね充足しているといえる。

①効果が上がっている事項

本学における自己点検・評価活動は、毎年、規則に則り、各部局が一丸となって対応し、初回から19年を経て第6次を迎えている。毎年、取り組むなかで、特に、教職員の意識面への定着が進みつつある。

内部質保証システムのうち、課題解決のための体制整備において各部局から自主的なテーマ設定がなされるようになり、より積極的、主体的に取り組む気風が育まれつつある。

法令順守に対する教職員の意識が、定例の研修を重ねるごとに、向上し定着しつつある。

情報公表への取り組みについては、必要最低限の項目数とはいえ項目が列挙されており、毎年度、最新データの更新がなされるようになった（資料10-51、10-52）。2013年度後期

には、各学部・研究科の「履修モデル」と「主要科目の特長」を大学ウェブサイトに掲載した。

■認証評価機関からの指摘事項への対応

全学 FD 委員会では、「授業改善のための学生アンケート」自体を再検討するため、質問項目と授業改善方法についてのアイデアを対応させる試みに取り組んでいる。まず着手したのが、授業改善方法のリスト作成で、その作業はすでに終了している。

また、授業アンケートと授業改善方法とを対応させ、授業アンケートで学生による評価が低い項目に対して、どのような授業改善方法があるか、簡便に知ることができるように、まず、アンケートと改善方法とを対応させる仕組みづくりに取り組んでいる。そのうえで、各教員が、その資料を見れば基礎的な授業改善方法を学ぶことができるハンドブックの制作を目指している。

「学生生活」関連については、長年の課題であった、専任カウンセラーの身分を規定する「専任カウンセラー規則」を制定した。この規則に基づき、これまで専任事務職員として任用していた専任カウンセラー2名の身分を変更した。このことにより、常勤のカウンセラーとして相模原キャンパスで任用していた事務嘱託職員1名は、2012年4月1日より専任カウンセラーとして任用することとなった。

青山キャンパスにおけるカウンセリングスペースは、改修工事により拡張し、面接室各室に18㎡以上を確保するとともに、新たに、待合室・資料室を設けるなど、約1.6倍の広さになった（資料10-45）。

②改善すべき事項

19項目掲げられている学長基本方針（資料10-53）の未着手部分の進展を図り、その成果に質的充実も加味していく必要がある。

情報公表については、公表するデータの集約方法を含めた見直しを図る必要がある。

■認証評価機関からの指摘事項への対応

「教育内容・方法」に関して、理工学部に対し、年間の履修最高限度が60単位であり、単位の実質化の観点から検討を要するとの指摘と、「改善報告書検討結果」においても、1年間の履修登録単位数の上限設定52単位は、それ以前に比べ一定の改善はされているものの、単位制度の趣旨に照らして一層の改善が望まれるとの指摘があった。1年間の履修登録単位数の上限設定を、従来の60単位から52単位に削減した影響で、単位僅少者の留年決定が早まったため、その対応が急がれる。

「学生の受け入れ」に関して、経済学部、経営学部は、収容定員に対する在籍学生数比率が過大であるため是正されたいとの勧告を受けた。その後、改善傾向にはあるものの、現状、両学部の学生数は、いまだ過多であるため、引き続き、在籍学生数を適正化し、学習・教育環境を良好なものにできるよう改善に取り組んでいく。

「学生生活」関連については、独立行政法人日本学生支援機構の報告（資料10-54 p. 22）によると、カウンセラーは、「学生の個別ニーズに一層応えられるよう、まず最低限3,000人に専任1人の配置をめざして努力がなされるべきである」とされている。本学には、学

X 内部質保証

部生・研究生合わせて 19,000 名余り（資料 10-55）おり、専任カウンセラーは 6～7 名体制が適正といえる。現在、青山キャンパスは、専任 2 名＋非常勤・兼担＝10 名体制、相模原キャンパスは、専任 1 名＋非常勤・兼担＝6 名体制であるが、専任カウンセラーは 3 名体制である。このため、上記の条件を満たす人員配置とするには、あと専任 2～3 名の増員がなお求められている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

自己点検・評価活動に関しては、今までの制度の運用を生かしつつ、社会の動きに合わせて内容の見直しを行う時期に来ている。また、情報の公表に関しては、より見やすい形式でより迅速にデータの更新を行うような改善を図っていく。

■認証評価機関からの指摘事項への対応

全学 FD 委員会では、「授業改善のための学生アンケート」自体の改善に向けて、質問項目と授業改善方法についてのアイデアとを対応させる試みとして、今後は、アンケートの質問項目の改定を進めていく。

また、授業アンケートと授業改善方法とを対応させ、授業アンケートで学生による評価が低い項目に対しては、各教員が、基礎的な授業改善の方法を学ぶことができるハンドブックを計画してきた。その具体策として、授業改善アイデアをコンパクトにまとめた「青山 FD ハンドブック」の制作を検討してきた結果、2013 年 2 月 27 日開催の全学 FD 委員会で企画が承認され、制作に着手する運びとなった。

「学生生活」関連については、就学キャンパスの移行により 2013 年度から青山キャンパスの学生数が約 6,500 名増えることを見越して、学生相談センターのスペースを確保し、改善を図った。今後も引き続きスペースおよび人員確保について検証と改善を行っていく。

②改善すべき事項

学長基本方針（資料 10-53）の 19 項目のうち、これまで未着手であった項目について具体的に取り組んでいく。特に、「2. 新設学部と相模原キャンパスの整備」については、優先案件として実質化に向け対応中である。準備室の立ち上げなど、引き続き具体化していく。

情報公表におけるデータを見直す一環として、可能な限り、外国人留学生向けの外国語（英語、中国語、韓国語等）対応を目指していく。

■認証評価機関からの指摘事項への対応

「教育内容・方法」に関して、理工学部では、単位削減の指摘に沿って、1 年間の履修登録単位数の上限設定を、従来の 60 単位から 52 単位に削減したことにより、単位僅少者の留年決定が早まった。2014 年度からは 48 単位とさらに削減するため、この影響はさらに顕著となる。このため、1 年次生の段階からガイダンス等での指導を徹底していく。また、教

員資格の取得を目指す学生には、カリキュラム上の配慮も行っていく（資料 10-56）。

「学生の受け入れ」に関して、経済学部、経営学部は、指摘・是正勧告を受けた在籍学生数比率を改善していくため、当面は、定員割れを起こさない程度に入学者を絞り込むことで、本学部生総数の減少を図っていく。

「学生生活」関連については、2013 年度中に相模原キャンパスの専任および非常勤カウンセラーの適切な人数を青山キャンパスへ異動させ、学生数に応じた改善を図った。専任カウンセラーの人数はなお適正数には達しておらず、その質向上を図るために、責任あるスタッフが常駐し質の高いカウンセリングを提供できる体制づくりをさらに推進していく。

また、学生・教職員からの相談人数・件数の増加が予想されることを考慮すると、今後の青山キャンパス再開発のなかにきちんと位置づけ、学生相談センターのより適切な場所の確保へ向けて検討していく。

4. 根拠資料

- 資料 10-1 青山学院大学学則（別記含む）（既出 資料 1-2）
- 資料 10-2 青山学院大学大学院学則（既出 資料 1-4）
- 資料 10-3 青山学院大学自己点検・評価規則（既出 資料 1-64）
- 資料 10-4 青山学院大学自己点検・評価委員会規則（既出 資料 1-65）
- 資料 10-5 青山学院大学の現状と課題（2010 年度自己点検・評価報告書）
- 資料 10-6 改善報告書
- 資料 10-7 青山学院大学の現状と課題（2006 年度自己点検・評価報告書）
- 資料 10-8 青山学院大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果
- 資料 10-9 大学基礎データ（2006 年度自己点検・評価報告書）
- 資料 10-10 専門職大学院認証評価申請
- 資料 10-11 青山学院大学教育情報の公表に関する要綱
- 資料 10-12 学校法人青山学院の長・中期計画等の立案及び実行並びに課題解決のための体制整備に関する規則
- 資料 10-13 学校法人青山学院内部監査規則（既出 資料 9-2-17）
- 資料 10-14 学校法人青山学院寄附行為（既出 資料 1-1）
- 資料 10-15 学校法人青山学院寄附行為細則（既出 資料 2-5）
- 資料 10-16 学校法人青山学院就業規則（既出 資料 3-1A）
- 資料 10-17 大学事務案内（教員用）
- 資料 10-18 学校法人青山学院一般職員人事制度に関する規則（既出 資料 9-1-23）
- 資料 10-19 学校法人青山学院一般職員人事考課・目標管理制度に関する規則
- 資料 10-20 学校法人青山学院一般職員人事考課・目標管理制度委員会に関する細則
- 資料 10-22 学校法人青山学院一般職員能力開発支援制度に関する規則
- 資料 10-23 青山学院大学概要 2013（既出 資料 1-8）
- 資料 10-24 専任教員紹介（既出 資料 1-82）
- 資料 10-25 データに基づく課題解決型人材育成に資する統計教育質保証

X 内部質保証

- 資料 10-26 産学連携による実践型人材育成事業“コミュニティ形成を促進する人材育成担当者向けのハイブリット型学習プログラム開発”
- 資料 10-27 学士力としての論理的文章作成能力育成
- 資料 10-28 学内公募による教育改善・教育プログラム支援制度
- 資料 10-29 改善報告書検討結果（通知）（2012年3月9日財団法人大学基準協会）
- 資料 10-30 学生の意識調査からみる青山学院大学の学生像（既出 資料 4-1-39A）
- 資料 10-31 FD letter Vol. 07「授業改善のための学生アンケート」についてのアンケート集計結果
- 資料 10-32 FD letter Vol. 11
- 資料 10-33 FD letter Vol. 10「FD 推薦動画」
- 資料 10-34 講義内容（全学部研究科シラバス）（既出 資料 1-77）
- 資料 10-35 理工学部 2014 年度入学生卒業要件単位および履修制限単位一覧
- 資料 10-35A 大学基礎データ III 学生の受け入れ「1 学部・学科の志願者・合格者・入学者の推移」（表 3）（既出 資料 5-103）
- 資料 10-36 大学資料集'09 学務部 1「学生定員及び在籍学生数」
- 資料 10-37 大学資料集'10 学務部 1「学生定員及び在籍学生数」
- 資料 10-38 大学資料集'11 学務部 1「学生定員及び在籍学生数」（既出 資料 5-101）
- 資料 10-39 大学資料集'12 学務部 1「学生定員及び在籍学生数」（既出 資料 5-100）
- 資料 10-40 大学資料集'13 教務課 1「学生定員及び在籍学生数」（既出 資料 5-98）
- 資料 10-41 大学資料集'08 教育 学生数 在籍学生数
- 資料 10-42 学生相談センターの構想に関する答申（2011年4月28日）（既出 資料 6-48）
- 資料 10-43 学校法人青山学院専任カウンセラーに関する規則（既出 資料 6-49）
- 資料 10-44 2013 年度カウンセラー担当時間表（2012年6月1日現在）
- 資料 10-45 大学 7 号館 1 階 CAD 図面（2012年3月、2013年1月）
- 資料 10-46 大学資料集'13 庶務課 9「専任教員年齢構成」（既出 資料 3-14）
- 資料 10-47 理工学部教員採用状況（2007～2013）（既出 資料 3-16）
- 資料 10-48 理工学部教員学科別年齢構成（既出 資料 3-17）
- 資料 10-49 大学資料集'12 庶務課 6「学部の教員組織」
- 資料 10-50 大学資料集'13 庶務課 6「学部の教員組織」（既出 資料 3-11）
- 資料 10-51 情報の公表
- 資料 10-52 財務状況・事業計画書・事業報告書（既出 資料 9-1-2）
- 資料 10-53 学長基本方針（既出 資料 2-20）
- 資料 10-54 大学における学生相談体制の充実方策について－「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」－（2007年3月30日 独立行政法人日本学生支援機構）
- 資料 10-55 大学基礎データ III 学生の受け入れ「2 学部・学科、大学院研究科、専門職大学院等の学生定員及び在籍学生数」（表 4）（既出 資料 5-103A）
- 資料 10-56 単位僅少者のアナウンス例